

旅客用乗降口の構造

第74条 旅客用乗降口は、旅客の安全かつ円滑な乗降を確保することができるものであって、その扉には、次の基準に適合する自動戸閉装置を設けなければならない。

- 一 同時に開閉することができること。
- 二 乗務員が開閉状態の確認することができるものであること。
- 三 扉が閉じた後でなければ発車することができないものであること。ただし、客車であつて係員が扉が閉じたことを直接確認する場合は、この限りでない。
- 四 非常の際に手動により開くことができるものであること。ただし、サードレール式の電車線の区間等を走る車両は、この限りでない。

[解釈基準]

[基本項目]

1. 旅客車の両側面には、旅客用乗降口を設けること。ただし、立席を設けない車両で、当該車両の両端に隣接する車両（列車の最前部又は最後部となる車両にあつては、隣接する車両）に設けた当該車両よりの貫通路付近の両側面の乗降口から乗車できるものにあつては、この限りでない。
2. 旅客用乗降口の構造及び機能は、以下のとおりとする。
 - (1) 旅客用乗降口の有効幅は、660mm以上、有効高さは1800mm以上とする。ただし、車いすが乗降する乗降口の有効幅は、800mm以上（構造上の理由によりやむを得ない場合を除く。）とする。
 - (2) 旅客用乗降口の扉は、引き戸、内開き（折り戸を含む。）又はスライド式プラグドアであること。
 - (3) 旅客用乗降口の床面の高さプラットフォームの縁端との間隔は、車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。
 - (4) 旅客用乗降口の床面の高さプラットフォームの高さは、できる限り平らであること。
 - (5) 旅客用乗降口の床面は、表面に凹凸の加工が施されたもの又は表面の材質などにより滑りにくいものであること。
3. 旅客用乗降口の扉には、自動戸閉装置を設けること。
4. 旅客用乗降口の扉には、自動戸閉装置は、以下のとおりとする。
 - (1) 乗務員により一括した開閉操作及び開閉状態の確認が行えること。
 - (2) 操作装置が電氣的又は機械的に鎖錠できること。
 - (3) 走行中に（2）の鎖錠を開放し、かつ、操作装置を開放位置にした場合においても扉が開かない構造であること。
 - (4) 旅客用乗降口の扉が開いているときに自動的に点灯する灯火を設けることとし、この灯火は以下による。

- ① 車両の両側面の上部に設けること。
 - ② 赤色であること。
 - ③ 他の灯火と容易に識別できること。
- (5) 手動により扉を開くことができるようにする装置を車両の内外に設けること。
この場合、内側に設ける装置は、旅客が容易に操作できること。ただし、以下の車両は、この限りでない。
- ① サードレール式区間、剛体複線式区間を走行する車両
 - ② 専ら地下式構造で建築限界と車両限界の間隔が小さい区間を走行する車両（専ら複線区間その他の車両側面からの避難が可能な区間を走行する車両及び相互運転等を行う場合であって、係員の指示に従う旨の表示をする車両を除く。）
 - ③ 懸垂式鉄道、跨座式鉄道及び浮上式鉄道
- (6) (5) の装置（車両の内側に設けるものに限る。）の操作装置の所在場所、取扱方法及び注意事項を旅客が見やすいように表示すること。ただし、(5) ①、②、③の車両にあっては、表示しないこと。
5. 旅客用乗降口の扉は、扉が閉じた後でなければ発車できない構造であること。ただし、客車（鋼索鉄道の車両を含む。）であって、係員により扉が閉じたことを直接確認する場合は、この限りでない。
6. 旅客用乗降口の扉は、開閉する際、戸当たり直前に扉の速度が緩和する構造等旅客の安全に配慮したものであること。

[普通鉄道]

7. 基本項目によるほか、以下のとおりとする。
- (1) 旅客用乗降口の床面の高さがやむを得ずプラットフォームから 380mm を超える車両（空車状態）においては、踏み段を設けること。この場合一段の高さは 380mm 以下、有効奥行きは 260mm 以上とすること。また、矩形以外の踏み段とする場合は、その形状は幅 350mm、奥行き 260mm の矩形を包含できること。
 - (2) 踏み段を設けた旅客用乗降口においては、以下のとおりとする。
 - ① 踏み段の高さは、プラットフォームの高さ以上であること。ただし、旅客の安全かつ円滑な乗降に支障を及ぼすおそれのない場合は、この限りでない。
 - ② 踏み段は、表面に凹凸の加工が施されたもの又は表面の材質などにより滑りにくいものであること。
 - ③ 乗降用取っ手を設けること。

[無軌条電車]

8. 基本項目によるほか、以下のとおりとする。ただし、基本項目の 1 中、両側面とあるのは、車両の左側と読みかえるほか、2 (1)、4 (3) 及び (4) は適用しない。
- (1) 旅客用乗降口の有効幅は、600mm 以上、有効高さは 1800mm 以上とする。
 - (2) 旅客用乗降口の床面の高さがやむを得ずプラットフォームから 380mm を超える車両（空車状態）においては、踏み段を設けること。この場合一段の高さは 380mm 以下、有効奥行きは 260mm 以上とすること。また、矩形以外の踏み段とする場合は、その

形状は幅 350mm、奥行き 260mm の矩形を包含できること。

(3) 踏み段を設けた旅客用乗降口においては、以下のとおりとする。

- ① 踏み段は、表面に凹凸の加工が施されたもの又は表面の材質などにより滑りにくいものであること。
- ② 乗降用取っ手を設けること。

[索道鉄道]

9. 基本項目によるほか、以下のとおりとする。ただし、2 (1)、4 ((1) 及び (2) を除く。) は、適用しない。

- (1) 旅客用乗降口の有効幅は、600mm 以上、有効高さは 1800mm 以上とする。
- (2) 旅客用乗降口の扉に設ける自動戸閉装置は、扉が開いているときに自動的に点灯する灯火を設けることとし、この灯火は以下による。ただし、旅客用乗降口の左側及び右側にそれぞれ 1 個のみの車両にあつては、乗務員室に戸閉め確認装置を設けた場合に限り、これを省略することができる。
 - ① 車両の両側面の上部に設けること。
 - ② 赤色であること。
 - ③ 他の灯火と容易に識別できること。
- (3) 旅客用乗降口の扉を手動により開くことができるようにする装置を車両の内側備え、かつ、操作装置の所在場所及び取扱方法は、旅客が見えやすいように表示すること。

以 上